

千葉県^{もくいく}木育推進方針

～ 暮らしに木を活かし^{もり}森林を守る ～

令和8年3月

千葉県

目次

1	背景	1
	(1) 千葉県森林の現状	1
	(2) 木育の取組の必要性	2
	(3) 現在の木育の課題	3
2	千葉県型木育の基本的な考え方	4
3	千葉県型木育の進め方	5
	(1) 触れる ～五感で楽しむ～	5
	(2) 学ぶ ～考えをめぐらす～	5
	(3) 行動する ～暮らしにつなげる～	6
4	方針の期間	6
5	各主体の具体的な取組	7
	(1) 市町村	7
	(2) 森林・林業・木材加工関係者	8
	(3) 幼児教育関係者	9
	(4) 学校教育関係者	10
	(5) 里山活動団体	11
	(6) 民間企業	12
6	千葉県が行う木育活動の支援・取組	13
7	将来に向けた千葉県型木育の展開	15
	用語の解説	16

※ 木育 (もくいく)

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう教育活動

千葉県木育推進方針

～ 暮らしに木を活かし^{もり}森林を守る ～

1 背景

(1) 千葉県の森林の現状

千葉県の県土のうち森林が占める割合(以下、森林率)は28.1%であり、全国平均67.1%の約半分と少なく、また、人口が集中している東葛飾地区ではわずか3.8%と、森林が身近なものとして感じられにくい環境にあります。

県内の森林は、農林水産業等の営みと自然が調和した「里山」として維持されてきたことから、県では平成15年に「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」を定め、里山を保全し、活用しようとする取組を支援しているところです。

一方で、山武地区では古くから林業地として、挿し木⁽¹⁾スギが多く育てられてきました。このスギはサンプスギと呼ばれ、江戸時代には江戸へ建材や建具として出荷されたほか、強い油分を活かし船材としても使われてきました。現在でも、地域資源として様々な活用の取組が行われています。

また、九十九里などの海岸部では、住宅や農地などを海からの強風や飛砂、高潮の被害から守るため、古くからクロマツを植栽し、海岸防災林として管理しています。

県内の森林のうち人工林の約8割が木材として利用できる時期を迎えています。生活用品の多くを工業製品が占め、暮らしの中で森林や木材と関わる機会が減る中で、木材の利用は進んでいない状況にあります。

地区別の森林率(%)



資料:令和6年度千葉県森林・林業統計書



成長がそろったサンプスギ林



整備された里山



海岸防災林の植栽

(2) 木育の取組の必要性

適切に整備された森林は、木材の供給のみならず、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することによる地球温暖化の緩和や、土壌にしみこんだ雨水を一時的に蓄え、徐々に河川に送り出すことによる洪水の緩和及び水質の浄化など、県民生活に様々な恩恵をもたらしています。これらの機能は「森林の有する多面的機能」と呼ばれています。

近年、威力が非常に強い台風や集中豪雨の発生が増加しており、本県においても令和元年9月9日に上陸した台風第15号では、かつてない強風により多くの家屋が被害を受けたほか、県内各地で倒木被害や山地災害が多く発生しました。

このように災害が激化し、頻発する中、森林の有する多面的機能の発揮への期待が高まっていますが、この機能を十分に発揮させるためには、森林から木を伐採して、生みだされる木材を使って、また木を植えて、育てるというサイクルを繰り返す森林資源の循環利用を進めることにより、森林を適切に整備し、維持していくことが重要です。

全ての県民が、森林の有する多面的機能を認識するとともに、県内の森林や森林から生産される木材に愛着を持ち、森林資源の循環利用に自発的に取り組む機運を醸成するため、木育の取組を進めていく必要があります。

森林の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連附属資料(平成13年11月)

森林資源の循環利用のイメージ



(3) 現在の木育の課題

県内ではこれまでも多様な主体により木育の取組が行われてきましたが、次のような課題があります。

ア 森林と木のつながりを学べる取組の不足

木材に触れる五感を中心とした取組が多く行われていますが、森林を身近に感じにくい環境にあることから、木材を利用することが森林整備につながることを学び、理解を深められるような取組が必要です。

イ 大人を対象とした取組の不足

幼児から中学生までを対象とした取組が多く行われていますが、既に木材として利用できる時期を迎えている人工林の木材利用を進めていくには、木材や木製品の主な購買層である大人に対してもアプローチしていく必要があります。

ウ 指導する人材の不足

木育を行うには、森林や木材についての幅広い知識を持ち、かつ、わかりやすく説明する能力や、安全にイベントを運営する能力を持つ指導者が必要です。

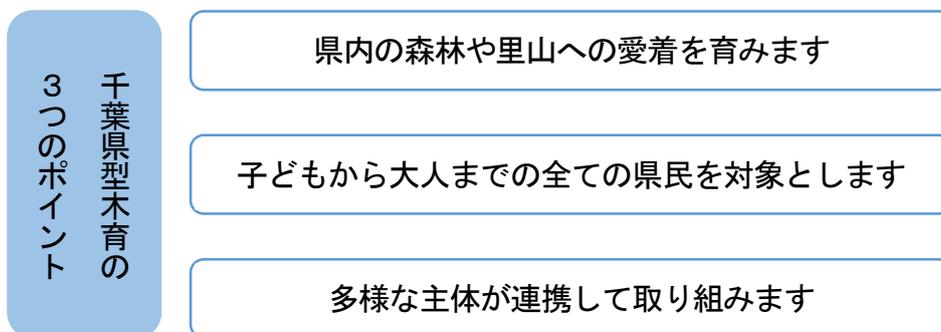
県では、これまで指導者の育成を行ってきましたが、より木育活動を推進するためには、更なる人材の確保・活動の場が必要です。



木育指導者養成研修受講者

2 千葉県型木育の基本的な考え方

木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらうとともに、県内の森林や里山に一層の愛着を持ってもらうため、県内の多様な主体が連携して行う教育活動を「千葉県型木育」とします。



(1) 県内の森林や里山への愛着を育みます

森林の有する多面的機能を十分に発揮する健全な森林を次世代につないでいくためには、木材利用について学ぶだけではなく、森林から木を伐採して、生み出される木材を使って、また木を植えて、育てることで森林が適切に整備され機能が維持されるということを全ての県民が認識し、意識して木材を利用しようとする機運を醸成します。

(2) 子どもから大人までの全ての県民を対象とします

将来を担う子どもだけでなく、木材や木製品の主な購買層である現在を担う大人が県内の森林や里山に愛着を持つとともに、その多面的機能の重要性を認識し、積極的に森林資源の循環のための活動を行う意欲を持つことが重要です。

千葉県型木育では、子どもから大人までの全ての県民を対象とし、それぞれの経験に応じた活動を行います。

(3) 多様な主体が連携して取り組みます

県、市町村、森林・林業・木材関係者、幼児教育関係者、学校教育関係者など多様な主体がそれぞれの立場や得意分野を生かして連携することで、これまで少なかった大人への取組や、森林と木材とを結びつける新しいアプローチが生まれるなど、内容の発展・充実が期待されます。

3 千葉県型木育の進め方

千葉県型木育では、展開を「触れる」「学ぶ」「行動する」の3つの活動に分け、それぞれの狙いを明確にし、対象者の経験や理解度に応じた活動を提供することで、森林や里山への愛着を着実に育みます。

この3つの活動は、段階的に取り組むほか、五感を使って木材の良さに触れつつ、利活用方法を学ぶなど、2つの活動を同時に行うことや、行動したことをきっかけに振り返って学ぶなど順番を変えて行うことも考えられます。

各個人の経験や理解度に応じた活動を続けていけるよう、様々な活動を継続して提供していくことが重要です。

(1) 触れる ～五感で楽しむ～

県内の森林での野外活動や木材や木製品に触れるなど、五感を使って楽しみながら体験します。

具体例

- ・ 整備された里山で遊ぶ
- ・ 森林の恵みを味わう
- ・ 授業で木工工作を行う
- ・ 木工ワークショップに参加する
- ・ 森林整備を体験する
- ・ 伝統的な木工品に触れる



(2) 学ぶ ～考えをめぐらす～

森林の有する多面的機能、木材利用の意義、木材の利用方法などを学び、これまで体験したことを知識として習得します。

具体例

- ・ 森林の有する多面的機能を学ぶ
- ・ 木材利用の意義を学ぶ
- ・ 木材の性質や利用方法を学ぶ
- ・ 千葉県の林業や木材産業の歴史を学ぶ



(3) 行動する ～暮らしにつなげる～

木材の香りや温もりなどの木の良さを体験することにより日常生活に木製品を取り入れたり、木材を利用することが森林整備につながることを知ることで県産木材を選択して使ったりするなど、これまで体験したことや学んだことを活かして、意識的に県産木材を利用します。

また、県産木材を自ら利用するだけでなく、地域や社会でも利用されるよう、方法や仕組みを考え、実現していきます。

具体例

- ・ 木製品を購入するときに産地を確認する
- ・ 住宅を建てるときに県産木材を選んで使う
- ・ 県産木材で作られた家具や木製品を選んで使う
- ・ 木のおもちゃを購入し、親子で楽しみながら学ぶ
- ・ 地域で使う施設で県産木材を利用する
- ・ 緑の募金⁽²⁾に協力する
- ・ 県内の森林整備を支援する企業の製品を購入する
- ・ 身近な里山の整備に関わる
- ・ 県産木材を使った製品を企画・販売する
- ・ 地域づくりに県産木材を活用する
- ・ 学んだことを伝えるため、木育の取組に参画する



4 方針の期間

本方針は、令和8年度から令和11年度までの4年間を期間とします。なお、期間内においても、状況に応じて柔軟に見直しします。

5 各主体の具体的な取組

千葉県型木育を進めるに当たっては、対象や活動内容など各主体の得意分野を活かした取組を行い、県民に様々な活動を継続して提供していくことが重要です。

県を除く各主体に期待される取組は、次のとおりです。

(1) 市町村

ア 木育イベントの実施

森林環境譲与税³を活用した普及啓発の取組として、森林内での野外活動や木製おもちゃで遊ぶなどの木育イベントを開催することにより、住民に森林や木材に親しむ機会を提供します。

イ 公共建築物や備品への県産木材の利用

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき市町村木材利用促進方針を策定し、住民が利用する施設において木材利用に取り組むことで、住民に木の温もりに触れる機会を提供します。

ウ 県内市町村の連携

森林が少なく、住民の身近に森林がない県北西部の市町村では、森林が多い県南部の市町村と連携して森林での野外学習等の場を設けたり、森林が多い市町村で生産された木材を住民が利用する施設で活用したりすることで、住民に森林と木材のつながりを意識するきっかけ作りを行います。

例：浦安市と山武市の連携による森林整備の実施にかかる協定 浦安市・山武市



浦安市にて、1歳6カ月健診時に山武市産のサンブスギを加工した折り紙を配布しています。

(2) 森林・林業・木材加工関係者

ア 森林体験イベントの開催

森林見学ツアーや、植栽⁴、下草刈り⁵、間伐⁶などの森林整備を体験できるイベントを開催することで、参加者が森林の持つ心地よさを体感し、森林から木材が生み出される過程を学ぶ機会を提供します。

イ 木イベントの実施

木イベントを開催することで、参加者にもものづくりの楽しさや材料としての木材の良さを知る機会を提供します。

例：おもちゃのチャペル 株式会社ひらい



木のおもちゃで遊ぶ「おもちゃのチャペル」を運営し、木工体験等のイベントをおこなっています。

ウ 木材加工工場の見学会の開催

工場見学会を開催することで、参加者に森林から生産された丸太から木材製品や木製品がどのように造られるのかを学ぶ機会を提供します。

(3) 幼児教育関係者

ア こども園など幼児教育施設での県産木材の利用

子どもが長時間過ごす施設を木造で建築したり、内装に県産木材を利用したりするほか、県産木材を使用した家具や遊具・おもちゃを導入することで、子どもの日常生活の一部として木材の心地よさに触れられる機会を提供します。

イ 森林内でのレクリエーションの実施

教育の森⁷(13 ページ参照)や県民の森など、安全に遊べるように整備された森林を活用し、子どもが実際に森林の中で遊び、その心地よさを体験できる機会を提供します。

また、親子を対象とした活動とすることで、親世代にも森林や木材の良さを伝える効果が期待されます。

例：親子での森づくり活動

子育て支援ステーションニッセ



「ニッセの森」にて、親子が一緒に楽しく取り組み、森林や木材の良さを実感できる活動をおこなっています。

(4) 学校教育関係者

ア 森林体験や木工工作の実施

教育の森や学校林⁸をはじめとする森林での野外活動や、木工工作など五感を通じた体験を通じて、森林や木材の良さを体感するとともに、森林から木材が生産される過程や、木材の材料としての特徴などを学ぶことで、森林木材利用について考えるきっかけを作ります。

例：「わくわくの森」（教育の森）の活用 木更津市立波岡小学校



総合的な学習の時間や理科・生活科の授業で、生徒たちが自然に触れ合う学習の場として活用しています。

イ 森林が果たす役割についての学習

森林の有する多面的機能の働きや、森林から生みだされる木材を使って、植えて、また育てるというサイクルを繰り返す森林資源の循環利用の重要性などを学び、森林が果たす役割について理解を深めるきっかけを作ります。

ウ 学校教育施設での県産木材の利用

小学生から大学生までの児童、生徒、学生が長時間過ごす施設を木造で建築したり、内装に県産木材を利用したりするほか、県産木材を利用した棚、机、いすなどの備品を導入することで、子どもの日常生活の一部として木材の心地よさに触れられる機会を提供します。

エ 県産木材の利用に関する教育

高等学校の専門学科や大学等において、木製品デザインの授業や、木材を活用した「まちづくり」の研究などを行うことにより、県産木材を地域や社会で利用する手法を学び、考え、提案する機会を提供します。

(5) 里山活動団体

里山整備に取り組むとともに、整備した里山を活用した自然観察や、木の葉や枝などの森のめぐみを活用したクラフトづくり等を通じ、地域の身近な里山に親しむ場を提供します。

例：里山保全活動体験の開催

NPO 法人ちば森づくりの会



里山の森林施業を行うとともに、里山保全活動体験を開催し、子供や市民が里山に触れる機会を提供しています。

(6) 民間企業

ア オフィスや店舗内での県産木材製品の利用

オフィスや店舗の内装や家具に県産木材を利用することで、従業員や来訪者などの利用者に木材に触れる機会を提供します。

例：商業施設への木製品の導入 イオンモール成田



多くの県民が利用する民間施設にて、県産木材を使用した木製品を導入し、木材に触れる機会を創出します。

イ 森林整備への参加

県の「法人の森制度」(13 ページ参照)などを活用して、社会貢献活動としての森林整備に取り組みます。

ウ イベントでの木製おもちゃ等の活用

多くの来場者が見込まれるイベントや店舗のキッズスペースなど、来場した親子が遊べるスペースに木製のおもちゃ等を導入することで、来場者が木に触れ合える機会を提供します。

6 千葉県が行う木育活動の支援・取組

(1) 森林と親しめるフィールドの提供

ア 教育の森制度

森林の中で様々な活動を行うことで、森林・林業の役割への理解を深めてもらうことを目的に、森林・林業教育や野外活動などのフィールドとして適した森林を「教育の森⁷」として認定しています。

イ 県民の森

県民が森林に親しみ、森林を知り、その恵みを受けることにより、県民の健康の増進及び青少年の健全な育成の推進を目指した施設で、県内6箇所開設しています。

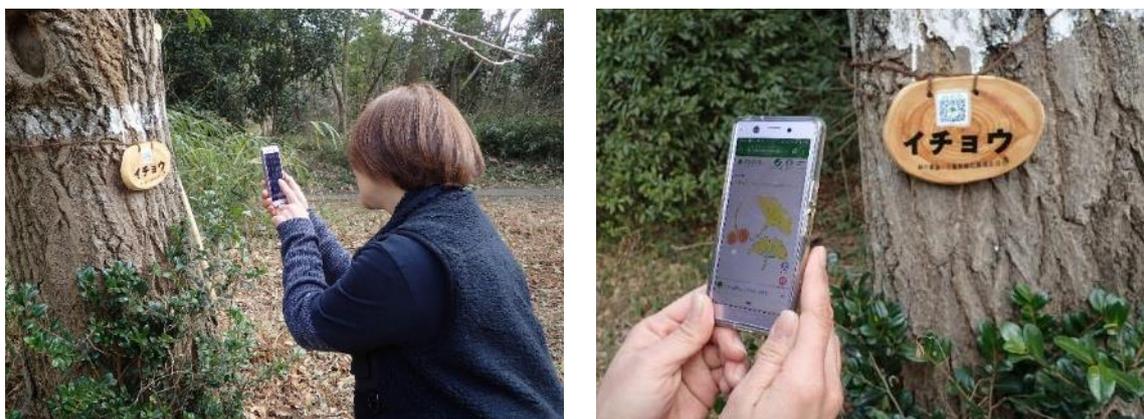
- ①内浦山県民の森（鴨川市）、②清和県民の森（君津市）、③館山野鳥の森（館山市）、④船橋県民の森（船橋市）、⑤東庄県民の森（東庄町）、⑥大多喜県民の森（大多喜町）

ウ 法人の森制度

企業等の法人が行う社会貢献活動としての森林整備を促進するため、県が所有する森林での活動を積極的に受け入れしています。

エ 緑化活動拠点施設（袖ヶ浦市長浦）

緑化や里山活動の拠点として、また、敷地内の緑地を樹木学習や森林散策が楽しめるよう整備し、利用者を受け入れしています。



樹木学習や森林散策が一層楽しめるよう、構内の樹木には、樹種名と木の情報が見られるQRコードを整備しています。

(2) 木育の指導者育成

県内の森林や木材についての幅広い知識を持ち、かつ、わかりやすく教える能力や、安全にイベントを進める能力のある指導者を育成するための研修会を開催します。

(3) 県産木材のおもちゃの貸出制度の整備

木製おもちゃで遊ぶことにより、五感を使って木材の心地よさを体感してもらうため、県産木材で遊具・おもちゃを作成し、市町村や企業・団体等が行う木育イベントや保育施設等で利用できるよう貸し出し制度を整備します。



ちばの木のおもちゃ

(4) 木育イベントの実施

養成した木育指導者の活動の場として、木育イベントを実施します。

(5) 中学生を対象とした木工体験

中学生の技術科の授業に木工の専門家を講師として派遣し、県産木材を使った作品製作を行う「木工技術出前教室」を開催するとともに、木材関係団体が行う中学校木工工作作品展の開催を支援します。

(6) 公共建築物や備品への県産木材の利用

「千葉県内の建築物等における木材利用促進方針」（平成23年3月策定）に基づき県有施設での木材利用に取り組むこととしており、特にエントランスホールや会議室など県民の目に触れる機会が多い部分の内装等について、重点的に県産木材を利用します。



内装の木質化
千葉県山武合同庁舎



木造公共建築物
千葉県農林総合研究センター森林研究所

(7) 県産木材利用に関する支援

多くの県民が利用する施設にて、内外装の木質化や、木製品の導入に係る助成を行います。

(8) 主体間の情報共有の支援

各主体の連携を促進するため、取組事例などの情報発信や、市町村連携への協力、意見交換の場を整備します。

7 将来に向けた千葉県型木育の展開

森林の有する多面的機能を十分に発揮する健全な森林を次世代につないでいくためには、森林の有する多面的機能を受け取るだけでなく、全ての県民が、木材を利用することで森林が適切に整備・維持され、それが多面的機能の持続的な発揮につながることを理解し、意識的に木材を利用していくことが不可欠です。

千葉県型木育では、全ての県民が県内の森林や里山に愛着を持てるよう、多様な主体が得意分野を活かして様々な取組を行い、子どもから大人までを対象に継続的に木育の活動を提供することで、次世代にかけがえのない森林を着実に継承していきます。

用語の解説

1 挿し木

木から幹や枝などを切り取って、土などに挿して繁殖させる技術。挿した木は、親木の遺伝質をそのまま受け継いでいます。

2 緑の募金

緑化に対する理解と認識を高めるため、毎年主に春と秋に実施されている募金活動。その収益金は水源林、学校林^⑧などの造成や公共的な植樹などに使われています。

3 森林環境譲与税

森林整備等に必要な財源を安定的に確保するために、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして創設された制度。平成 31 年 4 月 1 日から開始され、国から市町村や都道府県に譲与されて、森林整備や木材利用の促進などに使われます。

4 植栽

苗木を植え付けること。

5 下草刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や木を刈り払う作業。一般的に植栽木が育つまでの数年間、毎年、夏頃に実施します。

6 間伐

森林内の樹木の密度に応じて、樹木の一部を伐採して間引き、残った樹木の成長を促進する作業。一般的に、丸太を収穫するまでの間に、何回か間伐を行います。

7 教育の森

森林・林業に関する体験活動・森林をフィールドとした各種野外活動を通じて、森林・林業への理解を深めるため、平成 5 年度に千葉県で誕生した制度であり、小・中学校の授業等で利用されています。

8 学校林

小学校、中学校、高等学校等が保有する森林で、児童及び生徒の教育や学校の基本財産形成等を目的として設置されたもの。